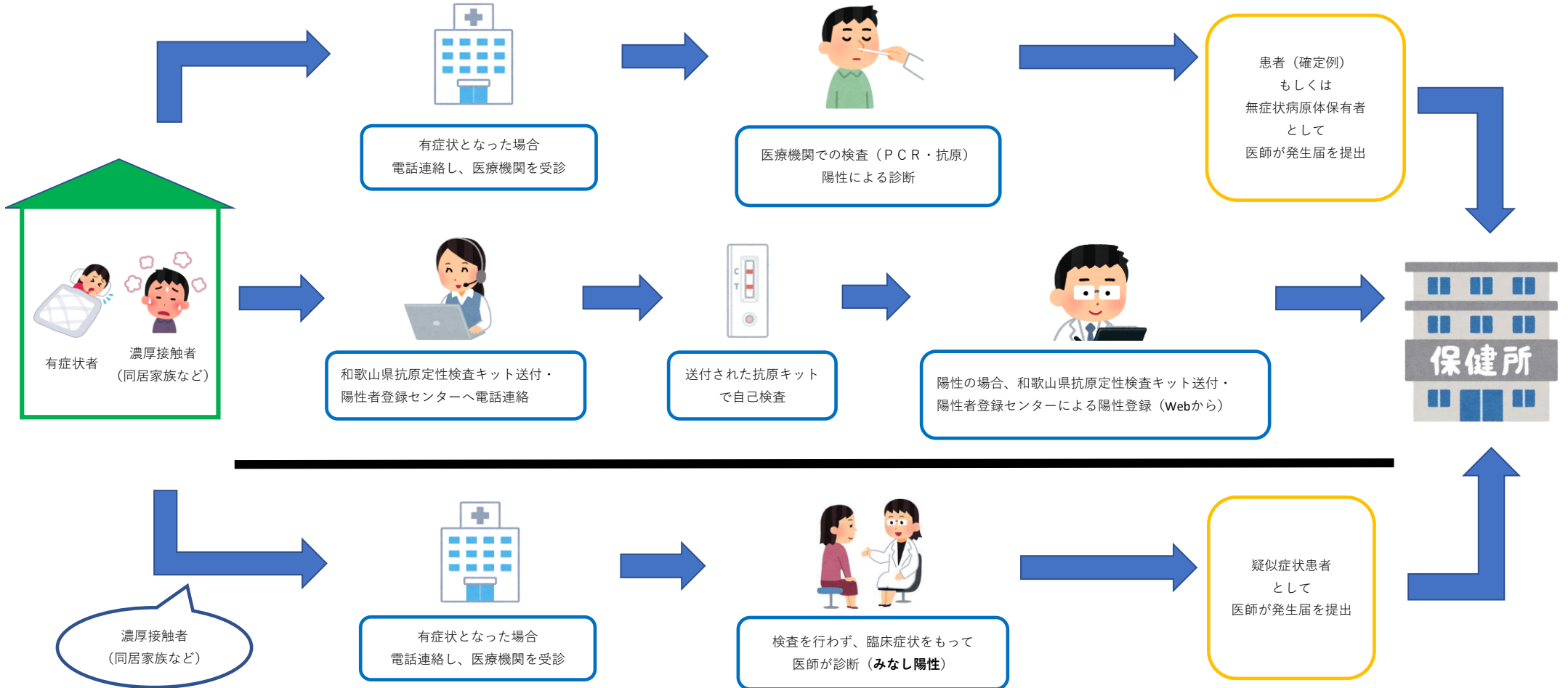


有症状者の診療・検査・登録の流れ



みなし陽性 (疑似症患者) について

診療・検査医療機関への受診に一定程度の時間を要する場合には、感染拡大時の対応として、同居家族など (飲食・就寝等を共にする家族や同居者) の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断によりPCR検査や抗原検査を行わなくとも、臨床症状 (発熱・咳など) をもって診断が可能とします。
(検査実施した上での診断が基本ですが、各医療機関の逼迫状況を踏まえ、医師の判断でみなし陽性が可能です。)